

大和市デジタル戦略推進アドバイザー設置規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第11号

大和市デジタル戦略推進アドバイザー設置規則を廃止する規則

大和市デジタル戦略推進アドバイザー設置規則（令和3年大和市規則第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中第1号を削り、同表第2号民生嘱託員、会長の項中「| 64,000 |」を「| 64,000^円 |」に改め、同号を同表第1号とし、同表中第3号を第2号とし、第4号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。